

Press Release

熊本労働局発表令和5年10月31日

報道関係者 各位

【照会先】

熊本労働局労働基準部 監督課

課長 吉津 尚治 過重労働特別監督監理官 中島 伸治

電話 096-355-3181

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

~過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施~

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすために、シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等の防止の重要性について広く周知し、国民の皆さまの関心と理解を深めていただくため、毎年11月に実施しています。

熊本労働局(局長 新田 峰雄)では月間中に、過労死等の防止についての周知・啓発を目的として、次の取組を行います。

■「過労死等防止啓発月間」の取組概要

- 1 過労死等の防止に係る周知・啓発
 - (1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施(資料1参照)

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します(参加費無料)。

[日 時] 令和5年11月28日(火)14時~ [場 所] 熊本テルサ

[専用ホームページ] https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo
過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

(2) ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施(資料2参照)

国民の皆さま一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

- 2 過重労働解消キャンペーン**(資料3参照)**
 - (1) 過重労働解消のための重点監督等の実施
 - (2) 過重労働相談受付集中期間及び「過重労働解消相談ダイヤル」の実施(資料4参照)

[フリーダイヤル] フリーダイヤル なくしましょう 長い残業 0120-794-713

- (3) 労使の主体的な取組を促します
- (4) 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
- (5) 過重労働解消のためのセミナーを開催します(資料5参照)

「過労死等」とは ・・・ 業務における過重な負荷による脳血管疾患、心臓疾患を原因とする死亡もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

毎年11

月は「過労死等防止啓発月間」です。





過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の 労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、 また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。 本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方の ご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、 防止対策について考えます。

2023年11月28日(火)

14:00~16:30(受付13:30~)

会 場

熊本テルサ たい樹 (南1/2)

(熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51)

過労死等防止対策推進シンポジウム

▼ 特設ホームページはこちら▼



読み込んで下さい。

主催:厚生労働省 後援:熊本県

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

熊本会場

プログラム

[主催者挨拶] 熊本労働局

[基調講演]

「どんな人が過労死しやすいのか

~科学的根拠から見る長時間労働と健康との関連~

津野 香奈美氏

(神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 准教授)

[過労死ご遺族による体験談発表]

[パネルディスカッション]

コーディネーター 遠藤 隆久氏(熊本学園大学名誉教授)

パネリスト 津野 香奈美氏

沼田 幸広 氏 (白鷺電気工業代表取締役)

緒方 ゆかり 氏(株式会社えがお執行役員)

那須保氏(連合ユニオン副執行委員長)

楳本 光男 氏 (ローカルユニオン熊本)

会場のご案内

熊本テルサ たい樹 (南1/2)

(熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51)

- ・熊本市電「市立体育館前」電停から 徒歩10分
- ・熊本都市バス「熊本テルサ前」バス停(中心部から15分)
- ・高速バス・各種バス「熊本県庁前」バス停から 徒歩5分
- ・熊本ICから車で15分

参加申込について

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。

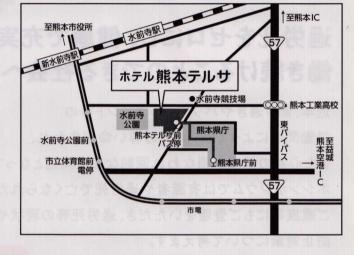


津野 香奈美 氏

神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 准教授



東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、公衆衛 生学修士。和歌山県立医科大学医学部衛生学講座助教、同講師、 ハーバード公衆衛生大学院客員研究員を経て、2019年より現職。 著書に『パワハラ上司を科学する』(筑摩書房、2023年)。 厚生労働省「ハラスメント実態調査」「カスタマーハラスメント・ 就活ハラスメント等防止対策強化事業」検討委員。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人	、情報の取扱いについ	てに同章の上	ご記入ください。	→ 同意しました。
	1日 +以 シノリスコス レ リ こ ノ レ !	し」に回ぶり上		「日思しるした

過労死等防止対策推進シンポジウム「参加申込 ●次の該当する□に✔をお願いいたします。 □ 経営者 □ 会社員 □公務員 □ 団体職員 □ 教職員 □ 医療関係者 □ 弁護士 □ 社会保険労務士 □ パート・アルバイト □ 過労死等の当事者・家族 □ 学生 □ その他 「 ふりがな ふりがな お名前 5名以上のお申込みは、 ふりがな ふりがな 別紙(様式自由)にて FAXしてください。 OFAX: **OTEL**: 連絡先 E-mail: 企業•団体名

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供を いたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)]に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

話: 20570-087-555

E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

ことより、

いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、

人生を豊かにしてくれるもの。

だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは

絶対にあってはならないことです。

すべての人が健康で、

毎日イキイキと働き続けられる社会へ。

みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



詳しい情報や相談窓口はこちら

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、 総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。 日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けに その内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内 パワーハラスメントについての相談はこちら。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html



●都道府県労働局雇用環境·均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。 https://www.mhlw.go.jp/content/ 000177581.pdf



●あかるい職場応援団 (ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の 提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談

24時間受付

月・火 17:00~22:00 / 土・日 10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳 (ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方をは じめ、ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方 など、さまざまな立場の方に役立つ情報やコン



テンツを掲載しています。 https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。



https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死の防止のための活動を行う 民間団体の相談窓口

▶過労死弁護団全国連絡会議 (過労死110番全国ネットワーク)

https://karoshi.jp/



▶過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/





▶全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/



参加 無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル **0570-087-555** (月~金9:00~17:30)







令和5年度過重労働解消キャンペーン

1 実施期間

令和5年11月1日(水)から11月30日(木)までの1か月間

2 具体的な取組

(1) 重点監督を実施します

過労死等につながる著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けて 管内の各労働基準監督署において重点的な監督指導を行います。

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ア 長時間にわたる過重な労働により過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- イ 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に 高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

(2) 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定します

11月1日(水)から11月7日(火)(11月3日(金・祝)、4日(土)、5日(日)を除く。)を過重労働相談受付集中週間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口においては、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。

また、令和5年11月3日(金・祝)は特別労働相談受付日とし、「過重労働解 消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

[実施日時] 令和5年11月3日(金・祝)9:00~17:00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、日頃から相談や情報提供を受け付けています。

- 1 熊本労働局又は管内の労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)
- 2 労働条件相談ほっとライン【委託事業】 平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル はい! 労働 0120-811-610

[相談受付時間] 月~金 17:00~22:00、土日・祝日 9:00~21:00 https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

(3) 労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に当たり、使用者団体や労働組合に対し、熊本労働局長名による協力要請を行います。

(4) 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

熊本労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に 向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

来年度から時間外労働の上限規制を受ける建設業の企業を予定しています。詳細につきましては、別途発表を行いお知らせします。

(5) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月~1月に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

[専用ホームページ] https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、 次の取組を実施します



労使の主体的な取組を促します

周知・啓発等について、協力要請を行います。



02

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた 積極的な取組事例を収集・紹介します。



過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。



労働相談を実施します

相談無料

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、

令和5年11月3日(金·祝) 9時~17時

100 0120-794-713

11月1日・2日・3日・6日・7日を渦重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか 「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。



https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/





過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、

「過重労働解消のためのセミナー |【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

専用ホームページ

https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/



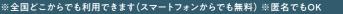
「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、 過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料







資料 4

自

身

の

この機会に

一度

過重労働解消キャンペーン Q検索

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を 生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/



0120-811-610 月~金 17:00~22:00 ±日・祝日 9:00~21:00

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

11月

労働基準監督官が 相談をお受けします

労働条件相談

ほっとライン



過労死等防止啓発月間」に



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」 としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働 解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労 働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。





労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

〉 長時間労働が健康に 〉 与える影響は?

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす 最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働 が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾 患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の 考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



| 働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。





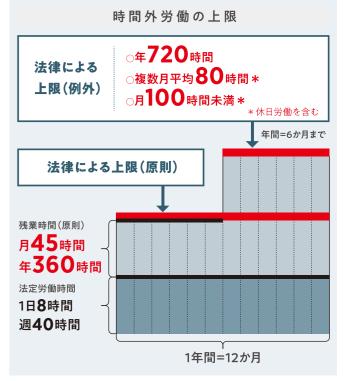
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

過重労働による健康障害を防止するために

○ 同時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われる ものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使 協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指 針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握^(※2)してください。





○2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

○③ 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆勤務間インターバル制度(※3)をはじめとした 労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。



①4 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、 健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、 医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。
- ※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)
- ※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)
- ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み
- ※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向は



健

的

でやる気あふれる職場の実現

のため

本セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、 企業の事例紹介など、「実務的に使える知識やノウハウ」を提供します!



- ★ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- ★ 過重労働に関連する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- ★ 過重労働解消に関する企業の取組事例
- ※また、受講回ごとに、各講師の専門分野に重点テーマを 設定し、60分程度深掘りして詳細に解説します。

開催日程

下記専用Webサイトを

開催方法

□ オンライン開催(Zoomウェビナー使用):50回開催

忙 会場開催:東京・大阪で各1回の計2回開催 ★ 特別企画 として「業務効率化セミナー」をオンライン開催と 東京・大阪の会場開催で各1回の計3回

個別開催 企業単位・団体単位での開催のご希望がございましたら、 下記へお問い合わせください。

〈参加費〉

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

過重労働解消セミナー Q 検 索

https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

※お預かりした個人情報は、本セミナー事業に 必要な範囲でのみ利用させていただきます。

開催スケジュール

オンライン開催(50回) + 🔁 会場開催(2回) 🖁 監督官などの経歴を持つ専門家が担当します!

	開催回	開催日		開催時間	講師	詳細解説テーマ	開催形式
	第1回	10/3(火)	午前	9:30~12:00	弁護士 外井浩志	過重労働に係る損害賠償事例	オンライン
10月	第2回	10/3(火)	午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士 中辻めぐみ	過労死等に係る精神疾患認定基準の運用	オンライン
	第3回	10/5(木)	午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士 北岡大介 東洋大学准教授	過労死等に係る損害賠償事例	オンライン
	第4回	10/12(木)	午前	9:30~12:00	外井浩志	過重労働によるメンタル不調に係る損害賠償事例	オンライン
	第5回	10/12(木)	午後	14:00~16:30	社会保険労務士 河合智則	医師の過重労働と働き方改革~過労死等認定事例を中心に~	オンライン
	第6回	10/13(金)	午後	14:00~16:30	東京大学社会科学研究所 水町 勇一郎	なぜ過重労働の解消か?~過重労働対策とこれからの働き方	会場開催(東京)
	第7回	10/16(月)	午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士 森井博子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
	第8回	10/18(水)	午前	9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
		10/18(水)	午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士 上村俊一	過重労働と下請けへの「しわ寄せ」防止	オンライン
	第10回	10/19(木)	午後	14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン
	第11回	10/20(金)	午前	9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第12回	10/20(金)	午後	14:00~16:30	森井博子	建設業における時間外上限規制の適用	オンライン
	第13回	10/23(月)	午前	9:30~12:00	特定社会保険労務士 田原さえ子 労働衛生コンサルタント	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第14回	10/23(月)	午後	14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第15回	10/27(金)	午前	9:30~12:00	水町勇一郎	なぜ過重労働の解消か?~過重労働対策とこれからの働き方	オンライン
	第16回	10/31(火)	午前	9:30~12:00	河合智則	過労死等労災認定の基本~業務上疾病と労災認定基準~	オンライン
	第17回	11/2(木)	午前	9:30~12:00	元北海道労働局局長 引地睦夫	過重労働防止に向けた労働基準監督署等の対応(監督指導、送検事例、企業名公表)	オンライン
	第18回	11/2(木)	午後	14:00~16:30	引地睦夫	過労死等労災認定基準から見た過重労働防止のポイント	オンライン
	第19回	11/6(月)	午後	14:00~16:30	森井博子	安全衛生パト結果から見える製造業・建設業等の従業員エンゲージメントの向上の取組み	オンライン
	第20回	11/7(火)	午前	9:30~12:00	外井浩志	損害賠償請求事例と労災上積み補償	オンライン
11	第21回	11/9(木)	午前	9:30~12:00	中辻めぐみ	過労死等に係る精神疾患認定基準の運用	オンライン
	第22回	11/10(金)	午前	9:30~12:00	田原さえ子	ストレスチェックの効果的な活用と留意点	オンライン
	第23回	11/10(金)	午後	14:00~16:30	田原さえ子	ストレスチェックの効果的な活用と留意点	オンライン
	第24回	11/14(火)	午前	9:30~12:00	河合智則	医師の過重労働と働き方改革~宿日直許可を中心に~	オンライン
	第25回	11/14(火)	午後	14:00~16:30	森井博子	過重労働に係る労働基準監督署等の施策	オンライン
	第26回	11/16(木)	午前	9:30~12:00	引地睦夫	今日的課題(テレワーク、副業・兼業、リスキリング)における労働時間管理上の留意点	オンライン
月	第27回	11/16(木)	午後	14:00~16:30	引地睦夫	過重労働防止に向けた労働基準監督署等の対応(監督指導、送検事例、企業名公表)	オンライン
	第28回	11/21(火)	午前	9:30~12:00	外井浩志	過重労働によるメンタル不調に係る損害賠償事例	オンライン
	第29回	11/21(火)	午後	14:00~16:30	河合智則	過労死等労災認定基準~改正精神障害労災認定基準を中心に~	オンライン
	第30回	11/22(水)	午前	9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第31回	11/22(水)	午後	14:00~16:30	中辻めぐみ	建設業、自動車運転者に係る時間外上限規制の適用	オンライン
	第32回	11/27(月)	午前	9:30~12:00	田原さえ子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
	第33回	11/27(月)	午後	14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
	第34回	11/28(火)	午前	9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第35回	11/28(火)	午後	14:00~16:30	上村俊一	過重労働と下請け等への「しわ寄せ」防止	オンライン
	第36回	11/30(木)	午前	9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
	第37回	12/5(火)	午前	9:30~12:00	外井浩志	過重労働に係る損害賠償事例	オンライン
	第38回	12/5(火)	午後	14:00~16:30	森井博子	安全衛生パト結果から見える製造業・建設業等の従業員エンゲージメントの向上の取組み	オンライン
	第39回	12/7(木)	午前		北岡大介	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
		12/7(木)	午後	14:00~16:30		フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン
	第41回		午前			先取り、フリーランス新法	オンライン
	第42回	12/11(月)	午前			過重労働と労災認定~副業・兼業、認定基準対象外疾病~	オンライン
12		12/11(月)				待ったなし!医師の働き方改革~直前報告~	オンライン
月		12/12(火)				損害賠償請求事例と労災上積み補償	オンライン
		12/13(水)				過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
		12/15(金)			社会保険労務士 茶園幸子	過重労働の防止に向けて	会場開催(大阪)
		12/19(火)				先取り、フリーランス新法	オンライン
		12/19(火)				建設業における時間外上限規制の適用	オンライン
		12/21(木)				過労死等労災認定基準から見た過重労働防止のポイント	オンライン
				14:00~16:30		今日的課題(テレワーク、副業・兼業、リスキリング)における労働時間管理上の留意点	オンライン
1		1/18(木)	午前			過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
月	第52回	1/18(木)	午後	14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン

※オンラインセミナーにお申し込みいただいた方には、開催前に、セミナー参加に必要なZoomのURL等をメールにてご案内します。

特別企画 業務効率化セミナー(」 オンライン開催 1回 + 一会場開催 2回)

開催地	開催日	開催時間	会 場	講 師	
東京	10/11(水)	14:00~16:30	角筈区民ホール(新宿区)	(株)日本能率協会コンサルティング チーフコンサルタント 小河原 光司	
WEB	11/8(水)	14:00~16:30	オンライン		
大阪	12/14(木)	14:00~16:30	エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東)		

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

